

市長が定める禁止区域（藤沢市屋外広告物条例第2条関係）

藤沢市屋外広告物条例第2条第2号から第4号まで、第5号及び第9号から第11号までの規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する範囲は次のとおりです。

1 条例第2条第2号の市長が定める範囲

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡の中心から5メートル以内の範囲

2 条例第2条第3号の記念物の周囲の地域で市長が定める範囲

藤沢市江の島一丁目及び江の島二丁目の区域（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第31条第1項の規定より史跡名勝として指定された記念物が存する場所を除く。）

3 条例第2条第4号の市長が定める範囲

藤沢市文化財保護条例（昭和35年藤沢市条例第9号）第3条第1項の規定により指定された建造物又は記念物の中心から5メートル以内の範囲（臺谷戸稲荷の森についてはその中心から、常光寺の樹林については常光寺の本堂の中心から、それぞれ、50メートル以内の範囲）（同項の規定により指定された建造物又は記念物が存する場所を除く。）

4 条例第2条第5号の市長が定める範囲

鵜沼海岸四丁目、辻堂東海岸四丁目及び辻堂西海岸三丁目の各一部（別図に示す部分に限り、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された森林である部分及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園である部分を除く。）

5 条例第2条第9号の市長が定める範囲

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）第3条各号に規定する者が経営する墓地又は火葬場の敷地（それらを設けるために必要な土地の区域をいう。）

6 条例第2条第10号の市長が定める範囲

東海旅客鉄道東海道新幹線の線路敷（線路を敷設してある鉄道用地をいう。）及び当該線路敷の敷地境界線から500メートル以内の地域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域である区域を除く。）

7 条例第2条第11号の市長が定める範囲

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

(2) 海岸線（平均海面による水際線をいう。）から100メートル以内の地域及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域（それぞれ、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域である区域及び海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く。）